

着荷主さまへのお願い

ALC協会からのお知らせ

2024



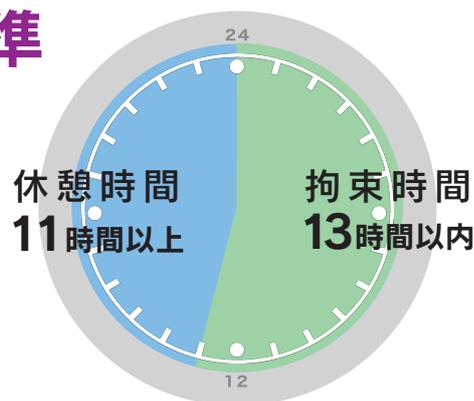
自動車運転者の 労働時間等の基準（改善基準告示）が 改正されました

[令和4年厚生労働省告示第367号]により令和4年12月23日に改正され令和6年4月1日から適用されました。

拘束時間と休息時間の基準

原則 1日の拘束時間 **13時間以内**

原則 1日の休息時間は
継続 **11時間以上** が基本
(継続9時間が下限)



拘束時間の基準を守るために

長時間の荷待ち



- 指定時間から建築現場退出までの時間は2時間以内を厳守ください。
- 建築現場内等に荷下ろし優先の仮置き場の確保もご検討ください。



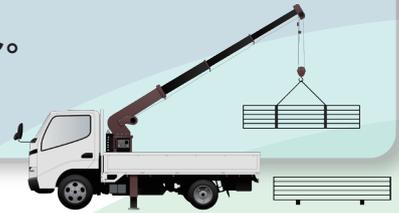
荷下ろし条件の適正化・明確化

契約にない輸送業務以外の荷役作業

商慣行の見直しをお願いします。

●ALCパネルの物流においては車上渡しが原則です。

※トラック運転者は建築現場での荷下ろし作業は行いません。
(トラッククレーン指定時はクレーン操作を行います)



輸送等の安全確保のために

- トラック運転者は異常な荒天など予期し得ない事象に遭遇し運行の中断・遅延を余儀なくされることがあります。ご了承ください。
- 安全輸送優先の荷姿にしていますのでご理解ください。
- 荷解き作業時の落下防止対策(安全装置の設置)にご協力ください。



物流の適正化と効率改善に
着荷主さまのご協力をお願いします